

わが家の専門家診断事業フロー

お申し込みはお早めに

対象物件	昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅
報告までの期間	およそ1カ月 ※申請の時期や現地調査の日程調整等により期間は変動しますので、時間に余裕をもって申請ください。

1. わが家の専門家診断への申請（申請者）

申請方法	電子申請（三島市ホームページより）
	窓口
	電話申請



電子申請 QR

※貸家及び借家の場合は、事前に入居者及び所有者の承諾を得てください。

2. 耐震補強相談士派遣の依頼（三島市）

業務委託先へ専門家の派遣を依頼します。

3. 申請者に現地調査の連絡（専門家）

確認内容	物件の確認
	現地調査の日程調整等

4. 現地調査（申請者・専門家）

建物内部に入って調査を行います。

5. 耐震診断（専門家）

現地調査をもとに耐震診断プログラムにより専門家が計算を行い、建物の耐震性を評価します。

6. 申請者へ耐震結果の報告（専門家）

診断結果について専門家からの報告があります。
診断の結果をもとに今後の方針をご検討ください。

三島市の耐震事業

木造住宅の耐震改修事業	補強計画の策定および補強工事の費用を補助します
木造住宅の除却事業	耐震性のない木造住宅の解体費を補助します